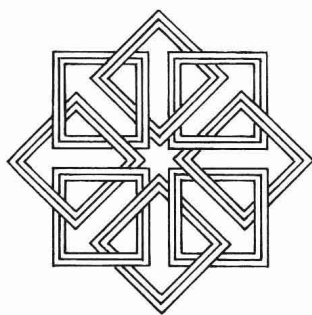


財務諸表會計

札幌大学教授

赤間研一著



中央経済社

《著者略歴》

大正12年8月11日生れ。

昭和33年公認会計士第3次試験合格。

現在、札幌大学経営学部助教授を経て教授。

〈著書〉

「入門簿記会計」(森山書店・共編)

「基本税務会計」(税務経理協会・共著)

「基本税務会計論」(税務経理協会)

その他共編多数

著者との
了解により
検印省略

財務諸表会計

昭和56年10月15日 第1版発行

著者 あか ま けん いち
赤間研一
発行者 渡辺正一

発行所 (株)中央経済社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話 (293) 3371 (編集部)
(293) 3381 (営業部)

振替口座・東京0-8432

印刷／昭和工業写真印刷

製本／関川製本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

4621
ISBN 4-481-38015-2 C 3034

序 文

簿記は企業の経営活動における期間損益の算定に重点を置き、企業の利害関係者に対し、その結果である財政状態および経営成績を報告することを目的とするものであり、財務会計または決算報告会計と呼ばれている。

戦後、日本経済の再建に当たって、会社法の改正、証券取引法、証券取引委員会、公認会計士制度等の企業会計に関する、一連の具体的制度の制定にともなって、企業会計は複雑高度になっている。

昭和24年7月には、企業会計審議会が企業会計原則を発表し、この原則に従って作成される財務諸表として、損益計算書、貸借対照表、財務諸表附属明細表、剰余金処分計算書（昭和49年の改正で、利益処分計算書）、剰余金計算書（昭和49年の改正で廃止）を設定した。また昭和49年の商法改正において監査が強化されたのと同時に、計算書類規則と財務諸表規則の歩み寄りがみられ、商法は債権者を、証券取引法は株主をそれぞれ主に保護するようになったのである。

最近では、企業の財務諸表に強い関心が高まってきて、正確、明瞭な財務報告が要求される。それゆえ企業の会計処理の方法についても、みだりに変更しないことが健全な財務諸表を作成するための原則となっている。

本書は、これらの点を基本として学習し易いように執筆したものである。特に公認会計士二次試験または税理士試験の受験者には、自習書として最適な役割を示すであろうから熟読されんことを希望する。

本書の執筆に当たり多数の貴重な文献を参考にさせて頂いたが、簡潔を目指したためその紹介を割愛した。御了解願うとともに、本書の性格上述べたりない点あるいは省略すべきでなかった点があるかもしれない。読者の御叱正を願いたい。

最後に、本書の刊行に際し、たえざる激励と助言を下された恩師元明治大学総長 武田孟先生並びに横浜国立大学教授 若杉明先生に心から感謝の意を表す

るとともに、出版に際して御懇篤な御配慮を頂いた中央経済社会計編集部 岩佐範雄氏に厚く御礼申し上げる次第である。

昭和 56 年 10 月

著者 赤間研一

目 次

第1章 会計学の基礎	1
第1節 会計原則	1
1 会計原則の意義	1
2 企業会計原則の構成	2
3 一般原則の内容	3
第2節 企業会計制度	10
1 証取法会計	10
2 商法会計	11
3 税務会計	12
第2章 資産会計	15
第1節 資産の概念	15
第2節 資産の分類基準	16
第3節 資産の評価基準	19
1 資産評価の重要性	19
2 資産評価の一般基準	20
3 貨幣性資産の評価	23
4 棚卸資産の評価	27
5 固定資産の評価	40
第4節 流動資産	44
1 流動資産の概念	44
2 当座資産	45
3 棚卸資産	54

4	その他の流動資産	56
第5節	固定資産	59
1	固定資産の概念	59
2	資本的支出と収益的支出	59
3	有形固定資産	60
4	無形固定資産	63
5	投資その他の資産	66
6	減価償却	67
第6節	繰延資産	82
1	繰延資産の意義	82
2	繰延資産の内容	82
3	臨時巨額の損失	89
第3章	負債会計	91
第1節	負債の概念	91
第2節	流動負債	92
1	流動負債の概念	92
2	流動負債の種類	92
第3節	固定負債	95
1	固定負債の概念	95
2	長期借入金	95
3	社債	95
第4節	引当金	102
1	評価性引当金	103
2	負債性引当金	103
3	特定引当金	110
第4章	資本会計	117
第1節	資本の概念	117

第2節 資本の分類	118
第3節 資本金	119
1 株式会社以外の資本金	119
2 株式会社の資本金	121
3 株式会社の設立	122
4 資本金の増加	124
5 資本金の減少	129
6 合併の会計	132
第4節 資本剰余金	137
1 資本剰余金の意義と分類	137
2 資本準備金	138
3 その他の資本剰余金	139
第5節 利益剰余金	143
1 利益剰余金の意義と分類	143
2 処分済利益剰余金	144
3 未処分利益剰余金	146
第5章 損益会計	153
第1節 損益の概念	153
第2節 損益計算の方法	154
1 財産法と損益法	154
2 現金主義と発生主義	155
第3節 損益計算書の基本原則	156
1 発生主義の原則	157
2 実現主義の原則	157
3 費用収益対応の原則	158
4 総額主義の原則	159
5 費用配分の原則	159
第4節 収益の会計	160

1 実現主義の意義と販売基準	160
2 実現主義の適用	162
3 実現主義の例外	166
4 内部利益の控除	173
第5節 費用の会計	176
1 売上原価の測定	176
2 棚卸減耗費と商品評価損	177
第6章 財務諸表	181
第1節 総説	181
1 財務諸表の意義	181
2 財務諸表の役割	182
3 財務諸表の体系	183
第2節 貸借対照表	185
1 貸借対照表の意義	185
2 貸借対照表原則	186
3 貸借対照表の様式	187
第3節 損益計算書	188
1 損益計算書の意義	188
2 損益計算書の様式	189
第4節 利益処分計算書（損失金処理計算書）	192
第5節 財務諸表附属明細表と計算書類附属明細書	193
1 財務諸表附属明細表の意義	193
2 計算書類附属明細書の意義	194
3 財務諸表附属明細表の種類	194
第6節 中間財務諸表	195
1 半期報告書制度	195
2 中間財務諸表の性格	195
3 中間財務諸表の作成基準	196

4 中間財務諸表の表示基準	197
---------------------	-----

第7章 連結財務諸表

第1節 総 説	199
---------------	-----

1 連結財務諸表の意義と目的	199
2 一般原則	200
3 一般基準	201

第2節 連結貸借対照表	204
-------------------	-----

1 基本原則	204
2 投資勘定と資本勘定の相殺消去	204
3 少数株主持分	206
4 債権と債務の相殺消去	207
5 表示方法	208

第3節 連結損益計算書	209
-------------------	-----

1 基本原則	209
2 連結会社相互間の取引高の相殺消去	209
3 未実現損益の消去	210
4 表示方法	213

第4節 連結剰余金計算書	214
--------------------	-----

1 連結剰余金計算書の意義	214
2 連結剰余金計算書の表示方法	215

第5節 持分法の意義と適用	215
---------------------	-----

第6節 連結財務諸表の作成	217
---------------------	-----

索引	225
----------	-----

第1章 会計学の基礎

第1節 会計原則

1 会計原則の意義

財務諸表は、企業の利害関係者に対して、企業の経営成績と財政状態を知らせる重要な手段である。しかし「財務諸表は、記録された事実と会計上の慣習と個人的判断との総合的表現である」といわれるように、財務諸表は単なる事実の客観的表示ではなく、むしろ多分に会計担当者の主観的判断を含むものである。例えば固定資産の減価償却の場合における、定額法、定率法、生産高比例法などのうちいずれを選択するかは、会計担当者の判断によることとなる。また、これらの会計処理に用いられる、会計処理の原則および手続は、企業会計の実践という社会的経験の積み重ねによって生成し慣習となったものである。

ところが、社会的経験の積み重ねによって生成した慣習（会計処理の原則・手続）のなかには、適正なものもあれば、不適正なものもある。しかし、財務諸表の信頼を確保し、外部利害関係者の利益を守るためには、それは適正な会計処理の原則・手続によって作成されなければならない。

かくて、財務諸表が社会的信頼を得るためには、企業が会計処理および報告するに当たって、準拠すべき基準が必要となってきた。これら準拠すべき基準は、通常、会計研究団体、公認会計士の団体、政府機関などが会計実務のなかに慣行として発達した手続や方法のなかから、会計原則として公正妥当なものを選択し発表したものが「一般に認められた会計原則」にほかならない。

すなわち、会計原則とは、すべての企業が財務諸表を作成する場合に当たっ

ての実践規範的基準である。

2 企業会計原則の構成

わが国の企業会計原則は、①一般原則、②損益計算書原則、③貸借対照表原則の3つの柱と、これらに対する「注解」からなっている。

一般原則は、損益計算書原則と貸借対照表原則との双方にかかわる会計処理と報告の諸原則をとりあげたもので、会計全般の基本的指針としての原則である。その内容は、

- (イ) 真実性の原則
- (ロ) 正規の簿記の原則
- (ハ) 資本取引・損益取引区分の原則
- (ニ) 明瞭性の原則
- (ホ) 継続性の原則
- (ヘ) 保守主義の原則
- (ト) 単一性の原則

の7原則からなる。

損益計算書原則は、損益計算書を作成するに必要な会計処理の原則と、これを明瞭に表示するための基準を規定したものである。損益計算書に関する原則は、発生主義の原則、実現主義の原則、費用収益対応の原則、総額主義の原則、費用配分の原則などの諸原則を骨格としている。

貸借対照表原則は、貸借対照表を作成するに必要な会計処理の原則と、これを明瞭に表示するための基準を規定したものである。貸借対照表に関する原則は、完全性の原則（総額主義の原則を含む）、明瞭性の原則（概観性、区分、配列、科目分類、注記）、原価主義評価の原則などの諸原則を骨格としている。

企業会計原則注解は、企業会計原則の特定項目に対する補足的説明や具体的な内容を示している。

3 一般原則の内容

企業会計の一般原則は、損益計算書原則と貸借対照表原則の両者に共通する諸原則をとりあげ、これを抽象化し編成したものである。したがって、一般原則は何ら具体的な会計処理や財務諸表の作成に関する規定を含まず、単に、会計諸基準を全体として包括し、その共通原理となり得る一般性をもったところに、一般原則の一般原則たるゆえんがある。

さらに、一般原則は監査基準の裏付けをなす原則であって、一般の企業会計実践に対する指導性を発揮するものである。

(1) 真実性の原則

「企業会計原則」は、一般原則の第一に、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」と規定しており、これを真実性の原則という。

この原則は、企業会計にとって最高規範であり、会計における処理および報告の両面にわたって真実であることを要請する基本原則である。

真実性の原則における真実の意味は、歴史的発展とともに変化してきた。すなわち、企業会計における重点が財産計算から期間損益計算へと移るとともに、会計における真実性の意味も損益計算を指向した、動態論的なものへと変化したとすることができる。

静態論における真実性の意味は、ドイツ商法にいう「貸借対照表真実性の原則」によって代表される。ドイツ商法にいう貸借対照表真実性の原則とは、一定時点において企業が所有するすべての資産および負債を貸借対照表に記載するとともに、資産および負債の貸借対照表価額は、客観的かつ真正な価値でなければならないとする。すなわち財貨は一般市場価額（売却可能価額）であり、債権・債務は受取りまたは支払うべき価額で評価して表示しなければならないという原則である。そして決算日における、そのような価額はただ1つより存在しないと考えられていたので、1つの企業においては、ただ1つの貸借対照表より存在しないことになる。すなわち、ドイツ商法の貸借対照表真実性の原則にいう真実とは、絶対的真実が要求されているのである。

今日の財務諸表は「記録された事実と会計上の慣習と個人的判断との総合的表現である」といわれるように、財務諸表の作成過程における会計処理は、記録された事実（取引）を基礎とし、会計上の慣習（処理、手続）を選択適用するに当たって、会計担当者ないし経営者の判断にまつののである。したがって、真实性の原則は記録された歴史的取引価額を基礎として、記録の真实性を保証し、慣習として生成した一般に公正妥当と認められた会計処理の原則および手続の選択適用という一面の真实性をもっている。

会計処理の原則および手続の選択適用における真实性とはいかなるものであろうか。例えば、減価償却において一般に公正妥当と認められた方法には、定額法、定率法、生産高比例法など種々の方法がある。このように、1つの会計事実に2つ以上の方法が認められる場合、どの方法を用いるかによって財務諸表に記載される金額は異なってくる。しかし用いた方法が、一般に公正妥当と認められたものである限り、そのいずれもが真実な財務諸表であると認められる。このことは、今日の財務諸表は相対的真実を意味している。

真实性の原則は、それ自体としては具体的内容をもつ原則ではなく、正規の簿記の原則から単一性の原則までの一般原則が守られていれば真実なものともみなすという意味で、総括的概念を意味するものである。

（2）正規の簿記の原則

「企業会計原則」は、一般原則の第二において、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定しており、これを正規の簿記の原則という。

正規の簿記の原則は、企業の財政状態および経営成績に関して、真実な報告を提供するために必要な、①形式原則、②実質原則を規定している。すなわち、形式原則とは正確な会計帳簿を用意して、一事業年度中に発生した取引を信頼しうる客観的証拠に基づいて、細大もらさず、整然かつ明瞭に会計帳簿に記録することを要求する原則である。これによって、企業の真実な経営成績と財政状態の報告を確保し、もって真实性を裏付け保証しようとするのである。次に実質原則とは、財務諸表が正規の簿記の原則に従って作成された正確な会計帳

簿を基として、誘導的に作成されるべきことを要求している原則である。したがって、貸借対照表をはじめとする財務諸表の作成方法には、財産目録法と誘導法とがあるが、正規の簿記の原則は誘導法の採用を規定している。

財産目録法によれば、会計帳簿および損益計算書とは無関係に、一定時点における資産および負債の実地棚卸を行い、これに基づいて作成された財産目録を要約して貸借対照表を作成するのである。一方損益計算書は、期首と期末のおおのの時点における貸借対照表の純財産の比較によって行われ、当期の純利益は純財産の増加額をもって純利益となすのである。

財産目録法に対して、損益法ないし誘導法においては、貸借対照表および損益計算書はともに会計帳簿を基にして作成される。すなわち、帳簿記録を基にして当期に実現あるいは発生した、収益および費用を対応せしめることにより当期純利益を算定するのである。したがって、誘導法のもとでは、当期純利益は独立に認識・測定された収益と費用との差額として算定される。

正規の簿記の原則は、重要性の原則と密接な関係をもつ。重要性の原則については、注解の1に次のような規定が設けられている。すなわち「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。」

この規定は、重要性の原則に従った会計処理は、本来の厳密な会計処理によらなくとも、正規の簿記の原則に従った処理として認められ、財務諸表の真实性を歪曲させるものではないという趣旨を表明したものである。

重要性の原則は、科目の性質による質的重要性と、金額の大小に関する量的重要性とからなる。科目の重要性とは、企業が利益を隠蔽し、または架空資産を計上するために用いられるおそれのある科目は、金額の重要性にかかわらず、その性質を示す適当な科目を用いて表示しなければならないとするものである。金額の重要性とは、金額の相対的重要度が高いものについては、正規の会計処

理を実施し、逆に比較的金額の小さく重要性の乏しいものについては、簡便な会計処理ないし財務諸表への表示を認めることを意味する。

（３） 資本取引・損益取引区分の原則

「企業会計原則」は、一般原則の第三において、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」と規定している。この規定を資本取引・損益取引区分の原則、または剰余金区分の原則という。

この原則は、資本と利益との区分を要求する原則である。企業の利益は、資本を経営活動に投下し、運用することによってのみ実現しうるもので、資本の直接的な増減変動によって生ずるものではない。

資本取引が損益取引と混同されると、企業の財務的健全性が損なわれることになる。例えば資本取引として扱われるべき取引が、損益取引として処理された場合、過大利益が計上され、資本が利益として処分されることになり、その結果、企業の財政、存続に重大な影響を及ぼすことになる。逆に損益取引が資本取引として処理されたならば、利益の隠蔽をもたらすことになり、利害関係者等に誤った判断を招くなど、これも重要な影響を及ぼすことになる。

損益取引は、企業の本来的な経営活動の結果、収益および費用の発生を生ぜしめる取引である。損益取引は収益取引と費用取引に分けることができ、利益は両取引の結果によってのみ生ずるのである。

資本取引は、資本の増減、変動、移転など資本そのものを増加または減少する取引をいう。具体的には、株主の払込資本の増減取引、評価替資本の増減取引、受贈資本の増減取引などがこれに相当する。

企業会計原則は、昭和49年の修正に当たって、「注解」に（注2）を新たに設けて、資本剰余金と利益剰余金の区別を主張し、第2項において「商法上資本準備金として認められる資本剰余金は限定されている。従って、資本剰余金のうち、資本準備金及び法律で定める準備金で資本準備金に準ずるもの以外のものを計上する場合には、その他の剰余金の区分に記載されることになる」と規定している。この規定は、資本の区分について商法との調整をはかるために

明文化したものであり、企業会計原則における資本剰余金概念に何ら変更をもたらすものではない。

（４）明瞭性の原則

「企業会計原則」は、一般原則の第四において、「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」と規定している。この規定を明瞭性の原則または公開性の原則という。

この原則は、第1に利害関係者に対し企業の財務情報を明瞭かつ完全に公開しなければならないことを要求している。第2に利害関係者が企業の経営成績および財政状態をよりの確な判断ができるように、必要な会計事実を財務諸表を通じて明瞭に開示することを要求する原則である。

明瞭表示の要請は、貸借対照表原則および損益計算書原則に具体的に示されているが、その主なものとして次のようなものがある。

① 区分損益計算書の作成

損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算および純損益計算の区分を設け、当期損益の計算過程を明らかにすることを要請している。

② 貸借対照表の区分表示

貸借対照表によって、企業の財政状態を的確に判断できるように、一定の区分、配列、分類することが要請されている。

③ 重要事項の注記

資産の評価基準、固定資産の減価償却方法、受取手形の割引高または裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産等、企業の財政状態を判断するために重要な事項は、貸借対照表あるいは損益計算書に注記することが要請されている。

④ 総額主義による記載

費用および収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接相殺することによって、その全部または一部を損益計算書から除去してはならない。